

篠山市地域防災計画
(地震災害対策編)

目次

第1部 総則	1
第1章 総則	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の構成及び内容	3
第3節 計画の運用	4
第1 計画の見直し	4
第2 他計画等との関係	4
第3 計画の周知	5
第4節 防災対策基本方針	6
第1 基本方針	6
第2 策定の重点事項	7
第5節 防災機関等の役割	10
第1 篠山市地域防災組織	10
第2 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第3 住民及び事業者の責務	15
第2章 篠山市の特性と既往の地震災害	17
第1節 自然条件の特性	17
第1 地勢	17
第2 地形	17
第3 地質	18
第4 地盤条件	20
第2節 社会条件の特性	21
第1 人口・世帯数	21
第2 建築物	21
第3 教育・社会福祉施設等	21
第4 道路・橋梁	21
第5 都市化の状況（土地利用変遷）	22
第3節 既往地震とその被害	23
第1 篠山市周辺の地震活動	23
第2 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の概要	32
第4節 地震災害の危険性と災害特性	35
第1 篠山市に被害を及ぼす可能性のある地震の想定	35
第2 被害の想定	37

第2部	災害予防計画	39
第1章	地域防災基盤の強化	41
第1節	防災都市計画の推進	41
第1	土地利用	41
第2	市街地の防災構造化	41
第3	居住環境の整備	41
第4	集落の整備	42
第5	都市防災施設の整備	42
第2節	建築物等の耐震性の確保	43
第1	公共施設の災害予防	43
第2	教育施設等の災害予防	44
第3	一般建築物の災害予防	44
第4	文化財の災害予防	45
第5	屋外広告物等の落下防止	46
第6	ブロック塀等の倒壊防止	46
第3節	地盤災害の防止策の推進	47
第1	急傾斜地崩壊予防対策	47
第2	災害危険区域対策	47
第3	山地災害予防対策	48
第4	土地造成等の規制	49
第5	開発行為への指導	49
第6	軟弱地盤の液状化対策	49
第4節	河川・ため池・ダム施設の安全対策の推進	50
第1	河川施設の災害予防	50
第2	ため池施設の災害予防	50
第3	ダム施設の災害予防	52
第5節	交通関係施設整備	53
第1	道路の整備	53
第2	橋梁の整備	53
第3	障害物除却用資機材の確保	54
第4	道路付帯施設の整備	54
第5	ヘリポートの整備	54
第6節	ライフライン施設の安全対策の推進	55
第1	上水道の災害予防	55
第2	下水道の災害予防	56
第3	電力施設の災害予防	57
第4	ガス施設の災害予防	58
第5	電気通信施設の災害予防	59
第7節	危険物施設等の安全対策の推進	61

第2章 地域防災体制の充実	62
第1節 災害活動体制の整備	62
第2節 防災拠点機能の整備	62
第3節 防災情報通信システムの整備	63
第1 災害情報通信ネットワークの整備・拡充	63
第2 災害情報データベースの整備	63
第3 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備	63
第4 多様な情報メディアの活用方策の検討	63
第5 住民とのコミュニケーション環境の整備	63
第6 地震観測体制の強化	63
第4節 消防救急体制の充実	64
第1 消防力の強化	64
第2 消防水利の整備	64
第3 防災意識の啓発	64
第4 火災拡大要因の除去	64
第5 救助・救急体制の整備	64
第5節 避難対策	65
第1 避難計画	65
第2 避難場所及び避難路の指定・整備	65
第3 避難路・避難場所の明示とパニックの防止	67
第6節 救援体制の整備	68
第7節 災害弱者対策の拡充	68
第3章 地域防災力の向上	69
第1節 防災意識の高揚	69
第1 住民に対する防災教育	69
第2 園児・児童・生徒に対する防災教育及び防災計画の策定	71
第3 職員に対する防災教育	71
第4 施設の防災管理の徹底	71
第5 防災週間の周知とその期間における啓発活動	71
第2節 自主防災組織の育成	72
第3節 企業等の地域防災活動の参加促進	72
第1 職域自主防災組織の整備	72
第4節 防災訓練の実施	72
第5節 防災に関する調査研究	73
第1 調査研究体制の整備	73
第2 地震災害に関する資料の収集及び分析	73
第3 調査研究項目	73

第3部	災害応急対策計画	75
第1章	災害応急活動体制の確立	77
第1節	活動体制	77
第1項	非常配備（初動）体制	78
第2項	災害対策本部の設置	82
第3項	地区連絡所（本部分室）の設置	85
第4項	篠山市防災会議の招集	86
第5項	現地災害対策本部	86
第2節	災害救助法の適用	87
第3節	相互協力体制	87
第4節	自衛隊災害派遣要請	88
第1項	実施責任者	88
第2項	派遣要請基準	88
第3項	派遣要請の方法	88
第4項	自衛隊派遣受け入れ体制及び準備	88
第5項	経費の負担	88
第6項	部隊等の撤収	88
第5節	災害ボランティア活用計画	89
第6節	労務供給計画	89
第2章	情報の連絡及び広報	90
第1節	通信手段の確保	90
第1項	災害時における通信連絡	90
第2項	通信施設の復旧対策	90
第3項	有線通信施設の運用	90
第4項	無線通信施設の運用	90
第5項	非常通信の利用	90
第6項	非常無線通信の利用	90
第7項	兵庫県非常用通信施設の利用	90
第2節	地震情報等の収集・伝達	91
第1項	地震情報等	91
第2項	異常現象の発見	92
第3節	災害情報の収集・伝達	93
第1項	初動時期における災害情報の収集	93
第2項	兵庫県への災害情報の伝達	93
第3項	被害・応急措置情報の収集・伝達	93
第4項	災害情報等の報告	93
第4節	災害時の広報活動	96
第1項	実施機関	96
第2項	留意事項	96

第 3	広報の内容	96
第 4	災害広報の編集・配布	97
第 5	住民からの公聴	97
第 3 章	避難対策の実施	98
第 1 節	避難の勧告・指示	98
第 1	実施責任者	98
第 2	避難の勧告・指示の実施基準	98
第 3	避難の態様	98
第 4	避難の勧告・指示の伝達方法	98
第 2 節	避難の方法	99
第 1	実施責任者	99
第 2	避難の準備	99
第 3	避難の順位	99
第 4	避難者の誘導及び移送方法	100
第 5	児童・生徒の集団避難	100
第 6	幼稚園・保育園の集団避難	100
第 7	その他施設等の集団避難	100
第 3 節	避難所等の開設及び運営	101
第 1	実施責任者	101
第 2	災害救助法における実施基準	101
第 3	避難所等の開設	101
第 4	避難所等一覧	101
第 5	収容避難所等の運営	101
第 4 章	人命の救助及び二次災害対策の実施	102
第 1 節	消防活動の実施	102
第 1	消防活動の方針	102
第 2	消防職団員の動員・編成	102
第 3	情報収集・報告	103
第 4	火災防御	104
第 5	危険物施設の保安応急対策	105
第 2 節	水防活動の実施	106
第 1	実施責任者	106
第 2	水防組織	106
第 3	水防体制	106
第 4	施設等の監視	106
第 5	水防資機材の整備	106
第 6	決壊等の通報並びに決壊後の処理	106
第 7	水防記録及び報告	106
第 3 節	地震後の二次災害防止活動	107
第 1	土砂災害対策	107

第2	河川・ため池・ダム等決壊防止	107
第3	道路の応急措置	107
第4	宅地防災対策	107
第5	被災建築物の応急危険度判定	108
第6	危険物対策	108
第7	緊急復旧資機材の点検・補強	108
第8	住民への余震情報の提供	108
第4節	篠山警察署の災害警備活動	109
第5節	被災者の救出	110
第1	救出体制	110
第2	救出活動	110
第3	災害救助法による救出の実施	110
第6節	被災者の救護	111
第1	救護活動体制	111
第2	災害救助法における実施基準	111
第3	患者の移送	111
第4	医療品等の調達	111
第5	救護所	111
第6	精神医療	111
第7	健康対策	111
第8	慢性疾患対策	111
第9	難病患者への対応	112
第7節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬	113
第8節	廃棄物及び死亡獣畜処理対策	113
第9節	防疫及び保健衛生対策	113
第5章	被災者救援活動の推進	114
第1節	食糧供給計画	114
第2節	給水計画	114
第3節	衣料・生活必需物資等供給計画	114
第4節	入浴施設計画	114
第5節	応急住宅対策	115
第1	実施体制	115
第2	災害救助法による応急仮設住宅の建設	115
第3	災害救助法による住宅の応急修理	115
第4	建設資材の調達	115
第5	公的住宅の斡旋	115
第6	被災建築物応急危険度判定の実施	116
第6節	障害物の除去計画	117
第7節	ライフライン施設応急対策	118
第1	上水道等施設	118

第2	下水道・農業集落排水施設	118
第3	電力施設	119
第4	市営ガス施設	119
第5	プロパンガス施設	121
第6	公衆電気通信設備	121
第8節	教育対策	122
第9節	災害弱者対策	122
第6章	交通・輸送対策の実施	123
第1節	交通規制	123
第2節	輸送対策	123
第3節	交通施設災害応急対策	123
第4節	資機材の整備	123
第4部	災害復旧計画	125
第1章	被災証明の発行	127
第1節	被災証明	127
第2章	被災者の生活支援	127
第1節	義援金の受付・交付	127
第2節	災害弔慰金の支給等	127
第3節	被災者生活再建支援制度	127
第3章	金融その他資金対策	128
第1節	生活確保対策	128
第2節	住宅金融	128
第3節	農林・商工業金融対策	128
第4章	公共施設の災害復旧計画	128
第1節	災害復旧事業計画	128
第2節	公共事業に対する資金計画	128
第3節	激甚災害の指定	128